

「眼の障害」の認定基準の改正による 額改定請求のご案内

- ▶ 眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方については、「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年1月1日改正）により、障害等級が上がり、障害年金額が増額となる可能性があります。
- ▶ 具体的には、**2級または3級の障害年金を受給されている方のうち、裏面に該当する方（改正後の認定基準を適用した結果、障害等級が上がる方）**は、障害年金額が増額となる可能性があります。
- ▶ 認定基準の改正に伴って、障害等級が上がり、障害年金額の増額を希望される場合は、**令和4年1月以降、額改定請求のお手続きを行ってください。**
- ▶ 額改定請求の具体的な手続き方法やご不明な点については、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所や年金相談センターまでお問い合わせください。
※お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

【額改定請求に当たっての注意点】

- ✓ 「眼の障害」の認定基準の改正に伴う額改定請求は、令和4年1月以降いつでも行えます。
- ✓ 額改定請求の結果、障害等級が上がり、障害年金額が増額改定される場合、請求された月の翌月分から障害年金額が増額となりますので、該当される方は、令和4年1月以降、お早めに額改定請求のお手続きを行ってください。
- ✓ 現在、3級の障害厚生年金を受けている方のうち、1級または2級に該当したことがない方については、65歳を過ぎてからの額改定請求は行えません。

※ 「眼の障害」の認定基準の改正の詳細については、認定基準改正のご案内をご覧ください。

「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年1月1日）による額改定請求の対象となる方

眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方のうち、以下に記載している「改正後の認定基準」を適用した結果、現在の障害等級よりも等級が上がる方は、障害年金を増額させるための「額改定請求」の対象となります。

改正後の視力障害の認定基準

障害等級	障害の状態
1級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2級	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

改正後の自動視野計に基づく視野障害の認定基準

障害等級	障害の状態
1級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

改正後のゴールドマン型視野計に基づく視野障害の認定基準

障害等級	障害の状態
1級	両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
2級	両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

【ねんきんダイヤル】

0570 - 05 - 1165

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03-6700-1165**

<受付時間> 月曜日（午前8：30～午後7：00）

火～金曜日（午前8：30～午後5：15）

第2土曜日（午前9：30～午後4：00）

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

